

震災津波関連資料の収集・活用等に係るガイドラインの論点整理について

章	節	ガイドラインの方向性（案）	有識者会議の意見や他県等の先行事例等
はじめに		震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用に当たっては、基本的な考え方や留意点について、ガイドラインを作成し、県と市町村で共有する。	
1 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の必要性及び現状	1 収集・整理・保存・活用の必要性	(資料 2-1 参照)	
	2 収集・整理・保存・活用の現状	(資料 2-1 参照)	
2 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の課題及び対応の方向性等	1 収集・整理・保存・活用の課題と対応の方向性	<p>1 収集・整理・保存・活用の目的の明確化</p> <p>①震災津波及び震災からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を国内外の防災活動に活かすため、岩手県内における震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用を進める。</p> <p>②防災・教育・交流人口の3つの観点に立った収集・活用等を優先的に進める。</p> <p>2 震災津波関連資料データの共有化</p> <p>①県や市町村等が保有する震災津波関連資料のリストや震災津波関連資料のデジタルコンテンツを整理・保存した「岩手県震災津波デジタルアーカイブ（仮称）」を構築する。</p> <p>②県民等に情報提供を行うため、ウェブサイトにより公開する。その運用にあたっては、交流人口の拡大を図る観点に留意する。</p> <p>また、伝承施設の有識者検討委員会と随時情報共有を行い、効果的な震災津波関連資料（遺物を含む）の収集・活用方法を検討する。</p>	<p>1 収集・整理・保存・活用の目的の明確化</p> <p>①②・収集・整理・保存・活用の目的を明確化して集めねばならないという教訓がある。数多くの震災記録が存在しており、<u>全てを集めることが有益ではあるが、限られた予算のなかで、有効なものを集めていく必要がある。防災・教育・交流人口拡大の3つの観点で集めていきたい。</u>（柴山副委員長）</p> <p>・県としてのオリジナルを意義付けるためにこの3つから議論するのは大変結構だ。（友岡委員）</p> <p>2 震災津波関連資料データの共有化</p> <p>①②・デジタルアーカイブを幅広く情報共有するために、ウェブサイト公開は必要ではあるが、委員会を通して一番有効な方法を検討したい。（柴山副委員長）</p> <p>・交流人口の拡大にも、このデジタルアーカイブをつなげていけたらと考えている。（柴山副委員長）</p> <p>②デジタルと現場が違うことがないように、コンテンツの統一が必要。現場に来てもらうことが重要。現場に来ないと見られないというコンテンツも必要。（南委員長）</p>
	2 震災津波関連資料の範囲	(資料 2-1 参照)	
3 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の推進体制	1 推進体制の整備	<p>1 県の推進体制</p> <p>①復興局内に震災津波関連資料の収集・活用等に関する担当窓口を設置する。</p> <p>②関係各課で構成する「庁内連絡会議」を通じて、全庁的（又は部局横断的）な取組を推進する。</p> <p>2 市町村や関係機関との連携</p> <p>①沿岸市町村に出向いての意見交換の実施や、県・市町村連絡会議を開催する</p> <p>②市町村と県における適切な役割分担を整理・確認のうえ、一体的な取組を推進する。</p> <p>3 NPO や地域団体等との連携</p> <p>被災地で伝承活動、復興ツーリズムや防災研修などに取り組むNPOや地域団体等の活動とも連携しながら効果的な取組を推進する。</p>	<p>3 NPO や地域団体等との連携</p> <p><u>復興ツーリズムや、女性や子どもといったテーマごとの防災に取り組んでいるNPOや団体がある。そうした民間団体の活用ということもガイドラインに盛り込んでいただけると、岩手民間からの発信も継続して行える</u>と考える。（葛巻事務局長（鹿野委員代理））</p>

章	節	ガイドラインの方向性（案）	有識者会議の意見や他県等の先行事例等																													
	2 計画的な推進	(資料 2-1 参照)																														
4 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用プロセス	1 全体の流れ	(資料 2-1 参照)																														
	2 作業計画	(資料 2-1 参照)																														
	3 所在調査	(資料 2-1 参照)																														
	4 権利処理	<p>1 処理すべき権利の種類</p> <p>震災津波関連資料の収集・活用等に当たって留意すべき権利は、次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>権利の区分</th> <th>権利許諾が必要となる場面</th> <th>権利者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">著作権</td> <td>複製権</td> <td>アナログ・デジタル記録を譲り受けるために必要</td> <td rowspan="4">著作権者</td> </tr> <tr> <td>上映権</td> <td>展示等を行うために必要</td> </tr> <tr> <td>公衆送信権</td> <td>インターネット公開のために必要</td> </tr> <tr> <td>翻訳権</td> <td>メタデータ作成のために必要</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人格権</td> <td>肖像権</td> <td>映像、写真等で個人が特定できる場合に必要</td> <td rowspan="3">映り込んでいる個人もしくは著作権者</td> </tr> <tr> <td>プライバシー権</td> <td>個人が特定できる場合に必要</td> </tr> <tr> <td>氏名権</td> <td>個人が特定できる場合に必要</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td>資料で商標が特定できる場合に必要</td> <td>商標権者</td> </tr> <tr> <td>意匠権</td> <td>資料で意匠が特定できる場合に必要</td> <td>意匠権者</td> </tr> <tr> <td>所有権</td> <td>収集した物を展示施設等で展示する場合に必要</td> <td>所有者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 権利処理に関する方針</p> <p>(1) 権利者からの許諾に関すること</p> <p>① 収集する資料の権利者が判明している場合にあつては、収集の際は、必ず権利者から関連する権利の許諾に関する同意書（以下、「使用許諾同意書」という）を得る。</p> <p>② 支援団体から提供された資料など、権利者以外の第三者が作成・提供した資料等を収集する場合にあつては、必要に応じて第三者からの許諾(使用許諾同意書)を得る。</p> <p>③ 権利者からの使用許諾同意書については、震災津波関連資料を外部機関等から幅広く収集するため、権利者が同意を撤回する権利を行使できることを明記するほか、権利を尊重した使用の条件等を確認できるものとする。</p> <p>[使用の条件等]</p> <p>ア 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般公開としないこと。</p> <p>イ 第三者の権利を侵害する恐れがあるものは一般公開しないこと。</p> <p>ウ 提供した素材の複製物を岩手県が第三者に提供することを認めること。ただし、県は複製物を有償で第三者に提供することを禁じること。</p>	権利の区分	権利許諾が必要となる場面	権利者	著作権	複製権	アナログ・デジタル記録を譲り受けるために必要	著作権者	上映権	展示等を行うために必要	公衆送信権	インターネット公開のために必要	翻訳権	メタデータ作成のために必要	人格権	肖像権	映像、写真等で個人が特定できる場合に必要	映り込んでいる個人もしくは著作権者	プライバシー権	個人が特定できる場合に必要	氏名権	個人が特定できる場合に必要	商標権	資料で商標が特定できる場合に必要	商標権者	意匠権	資料で意匠が特定できる場合に必要	意匠権者	所有権	収集した物を展示施設等で展示する場合に必要	所有者
権利の区分	権利許諾が必要となる場面	権利者																														
著作権	複製権	アナログ・デジタル記録を譲り受けるために必要	著作権者																													
	上映権	展示等を行うために必要																														
	公衆送信権	インターネット公開のために必要																														
	翻訳権	メタデータ作成のために必要																														
人格権	肖像権	映像、写真等で個人が特定できる場合に必要	映り込んでいる個人もしくは著作権者																													
	プライバシー権	個人が特定できる場合に必要																														
	氏名権	個人が特定できる場合に必要																														
商標権	資料で商標が特定できる場合に必要	商標権者																														
意匠権	資料で意匠が特定できる場合に必要	意匠権者																														
所有権	収集した物を展示施設等で展示する場合に必要	所有者																														

章	節	ガイドラインの方向性（案）	有識者会議の意見や他県等の先行事例等														
		<p>エ 資料の提供に当たっての活用（利用）の条件を確認すること。 ※想定例「資料は防災、教育用途のみ利用可。資料は非公開」「震災後 10 年間は非公開」等</p> <p>(2) 公開の基準に関すること</p> <p>ア 企業広告が掲載された広報物、個人が特定できる写真など、商標権及び人格権などの権利者の権利を侵害する恐れがある場合は、当該資料を非公開とする。ただし、マスキング処理により企業や個人が特定されない処理した場合を除く。</p> <p>イ ア以外に、権利者から公開の許諾を得ていない資料、及び権利処理関係が不明確な資料など、権利処理手続きが不相当と判断される場合も、当該資料を非公開とする。</p> <p>ウ 資料の公開方法については、使用許諾同意書の活用（利用）の条件を遵守する。</p> <p>■想定される公開区分と公開方法</p> <table border="1" data-bbox="566 724 1626 1138"> <thead> <tr> <th>公開区分</th> <th>公開方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般公開</td> <td>・デジタルコンテンツをインターネット上で公開</td> </tr> <tr> <td>・津波伝承施設や博物館など展示施設等で現物を一般公開</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">限定公開 (貸出・閲覧)</td> <td>・行政職員、研究者など公開相手を特定</td> </tr> <tr> <td>・防災検証、教育利用など公開目的や行事等を特定</td> </tr> <tr> <td>・震災後 10 年後、没後〇年など公開時期や回数等を特定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一部公開</td> <td>・マスキング処理など公開範囲を一部に限定又は内容を改編のうえ公開</td> </tr> <tr> <td>・資料の存在のみを目録として公開</td> </tr> <tr> <td>非公開</td> <td>資料の存否以外は非公開</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他 権利処理に関する方針については、他の自治体や外部機関等に対して、岩手県が所有する震災津波関連資料を提供する場合についても 4-2(1) ③のア～エと同様の条件を付すこととする。</p>	公開区分	公開方法	一般公開	・デジタルコンテンツをインターネット上で公開	・津波伝承施設や博物館など展示施設等で現物を一般公開	限定公開 (貸出・閲覧)	・行政職員、研究者など公開相手を特定	・防災検証、教育利用など公開目的や行事等を特定	・震災後 10 年後、没後〇年など公開時期や回数等を特定	一部公開	・マスキング処理など公開範囲を一部に限定又は内容を改編のうえ公開	・資料の存在のみを目録として公開	非公開	資料の存否以外は非公開	<p>(参考) 宮城県図書館「東日本大震災アーカイブ宮城」(デジタルアーカイブ) 行政資料については、一般的に公表・公開を目的に作成しているが、業務上で撮影した写真等で、現在未公開であるものを、本事業において公開する場合などは、写真に非開示となるような情報がないことや公開することにより個人が不利益を被ることがないなど、下記記載の参考を考慮し、内容等を確認の上、公開資料を選定する。 (参考) 未公開写真等の公開に向けた基本的な考え方 県が業務上撮影した写真で、現在公開していない写真の利用（公開）は、 ①写真に、情報公開条例第 8 条第 1 項各号に定める、非開示となるような情報がないこと ②公開することにより、個人情報など不利益を被ることがないよう配慮すること [例：表札・看板・顔・ナンバープレート等で特定の個人が識別又は識別される恐れがあるもの] などを確認して利用を判断する。</p>
公開区分	公開方法																
一般公開	・デジタルコンテンツをインターネット上で公開																
	・津波伝承施設や博物館など展示施設等で現物を一般公開																
限定公開 (貸出・閲覧)	・行政職員、研究者など公開相手を特定																
	・防災検証、教育利用など公開目的や行事等を特定																
	・震災後 10 年後、没後〇年など公開時期や回数等を特定																
一部公開	・マスキング処理など公開範囲を一部に限定又は内容を改編のうえ公開																
	・資料の存在のみを目録として公開																
非公開	資料の存否以外は非公開																
5 収集		<p>(1) 収集対象（収集先）</p> <p>① 県は、県及び沿岸市町村が保有する震災津波関連資料を先行収集する。 また、津波被害の無かった内陸部市町村については、今後収集範囲を検討した上で収集する。</p> <p>② 外部の機関や団体等（市町村内の団体企業等を除く）からは、沿岸市町村の意向等も踏まえて、必要に応じて順次、県が窓口となり一括して収集する。 [外部機関・団体等（平成 27（2015）年 9 月時点での想定）]</p> <p>ア 岩手県外の応援自治体 イ 国（各省庁。特に自衛隊、国土交通省） ウ 警察 エ 経済団体 - 商工会議所連合会、商工会連合会、経済連、県漁連、県建設業協会等 オ 民間企業 - マスメディア関連（テレビ局、ラジオ局、新聞社等） カ 民間企業 - インフラ関連（電力、鉄道、通信等）</p>	<p>(参考) 宮城県図書館「東日本大震災アーカイブ宮城」(デジタルアーカイブ) ○資料等の収集目的 震災関連資料の量の確保及び県が構築する「(仮称) 宮城県震災アーカイブ」を特色あるアーカイブとして整備するため、各課（室）等において保有している震災関連の行政資料、配布資料及び添付資料等公表しているすべての資料を把握するとともに、その収集・整備を図る。</p>														

章	節	ガイドラインの方向性（案）	有識者会議の意見や他県等の先行事例等
		<p>キ その他民間企業 ク NPO/NGO ケ 一般個人</p> <p>(2) 期間区分（時間軸）</p> <p>① 県は、震災直後の初動対応を中心とした震災対応や復旧・復興に関する資料は、今後、国内外で発生する大規模災害に迅速かつ・的確に対応する上で重要であることから重点的に収集する。</p> <p>② 県は、将来の防災教育への活用等を見据えて、震災以前の各地域の暮らしの様子を伝える資料や三陸地域の地震や津波などに関する資料も収集する。</p> <p>③ 県は、収集する期間について、資料収集は、県の復興計画期間（H23～30）を目安とし、継続的に実施する。終期については、国の復興期間（H23～32）や各市町村の復興計画における復興事業の進捗等を踏まえて決定する。</p> <p>【期間区分（時間軸）】</p> <p>ア 震災以前 イ 震災対応期（岩手県災害対策本部の設置期間：H23. 3. 11～H23. 8. 11） ウ 復旧・復興期（H23. 8. 12～H30 年度を目安）</p>	<p>(2) 期間区分（時間軸）</p> <p>・時間軸に関して、未だ復興半ば。発災当時に限定せず、発災当初に加え、現在も続く復興の過程も当然収集対象とすべきである。また、<u>三陸は地震や津波の多発地帯。できれば、過去の大規模自然災害も集めていただきたい。</u>（赤沼委員）</p> <p>・<u>時系列は3つ。3. 1 1よりも前、発災、その後の復興。</u>概念的に3つに分かれていて、そこにどういう資料があるかという整理がわかりやすい。（友岡委員）</p> <p>・<u>復興過程を追いながら集める</u>ことも必要だろう。（柴山副委員長）</p> <p>・どう復興したかを記録し、希望に繋がるといい。（南委員長）</p>
		<p>(3) 収集範囲</p> <p>① 岩手県 岩手県地域防災計画「地震津波災害対策編」及び岩手県東日本大震災津波復興計画に位置付けられた事業・取組に関して、県で作成・撮影・配付した資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。</p> <p>ア 各計画推進に関する重要な決裁文書 イ 自治体刊行記録物 ウ 被災状況写真、被災状況報告、記録誌作成時に収集した資料 エ 発災後から住民などに提供した資料 オ 復旧状況や復興過程などを住民に知らせるために作成・撮影・配付した資料（工事概要のパンフレットを含む） カ 県主催、あるいは外部団体等の支援や協力による催事の広報資料 キ その他（住民や外部団体で作成・撮影・配付されたもので、県に提供された資料等）</p> <p>② 沿岸市町村 市町村の地域防災計画「地震津波災害対策編」及び復興計画に位置付けられた事業・取組に関して、市町村で作成・撮影・配付した資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。 ※収集範囲は県と同じ（(4)①ア～キと同じ、以下省略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 内陸部市町村 津波被害の無かった内陸部市町村については、今後収集範囲を検討した上で収集する。</p> </div>	<p>(3) 収集範囲</p> <p>・防災・教育・交流人口については、大きな基準だ。例えば教育は、震災学習と相互に含まれる可能性もある。この類型化、ないしは収集整理する際の基準をより細分化できれば、収集した際のボックスが作りやすく、議論しやすい。（友岡委員）</p> <p>・行政文書は保存義務があるが、行政文書ではないものをどう（保存）するか。（友岡委員）</p> <p>・他の自治体の場合、震災から3年程で資料がなくなることが起きている。職員の異動のタイミングで整理（処分）をしてしまったようだ。例えば、災害対策本部のメモがなくなっている。今回どこまで集めるのかも議論の一つだろう。（柴山副委員長）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（参考）宮城県図書館「東日本大震災アーカイブ宮城」（デジタルアーカイブ）</p> <p>○連携市町村から資料を収集した際の考え方</p> <p>1 市町村で作成・撮影・配付した資料を収集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自治体刊行記録物 (2) 被災状況写真、被災状況報告、記録誌作成時に収集した資料 (3) 発災後から住民などに提供した資料 (4) 復旧状況や復興過程などを住民に知らせるために作成・撮影・配付した資料 (5) 市町村主催、あるいは外部団体等の支援や協力による催事の広報資料 (6) その他の自治体（学校、病院等を含む）で作成・撮影・配付した資料 <p>2 住民や外部団体から市町村に提供された資料を収集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民やボランティア団体が撮影・作成等を行い、市町村庁舎内で配付した資料 (2) 住民やボランティア団体が撮影・作成等を行い、市町村に寄贈された資料 </div>

章	節	ガイドラインの方向性（案）	有識者会議の意見や他県等の先行事例等
		<p>④ 外部機関・団体等 外部機関・団体等が撮影・作成等を行った資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。</p> <p>ア 収集目的に合致し、県又は被災市町村に提供済又は提供可能な資料</p> <p>イ 民間からの資料については、行政が作成する資料からは窺い知ることのできない、地域住民の「生活」が明らかとなるような資料（発災から暮らしの再建に至る過程でのさまざまなエピソードや教訓、移りゆく風景などを記録した資料はもとより、発災前の生活に関する資料）について、必要に応じて収集する。</p> <p>(4) 留意事項</p> <p>[全般]</p> <p>①被災した有形・無形文化財の収集については、専門機関（岩手県立博物館、岩手県立図書館、(社)全日本郷土芸能協会ほか）との情報共有に努めるとともに、県内の有形・無形文化財等の情報収集・発信を行っている Web サイト「いわて文化情報大辞典」と連携した効果的な取組を推進する。</p> <p>②津波で庁舎が流された市町については、震災前の当該市町が保有する資料が多く失われたことから、収集対象を当該市町の意向を踏まえて県が保有する当該市町の資料を提供する。</p> <p>③現時点で公開できないと判断される資料であっても、将来公開できる可能性も想定し、収集資料の範囲や期間区分（時間軸）の設定を検討する。</p> <p>[現時点で公開できないと判断される資料（現時点での想定）]</p> <p>ア 御遺体が写っている写真</p> <p>イ 防災上重要な証言記録ではあるが地域コミュニティの関係性を壊す可能性がある記録</p> <p>ウ 権利者が公開時期を指定した資料 など</p> <p>[現物（遺物・遺構）]</p> <p>①県は、現地に現存する遺物については、県立博物館など関係機関と連携の上、展示等での活用が見込まれるものについて、現地調査を行った上で必要に応じて収集する。</p> <p>②震災遺構の保存については、検討の対象外とする。</p> <p>ただし、遺構については、高田松原津波復興祈念公園内に整備予定の伝承施設やウェブサイトを通じて情報発信を行う。</p> <p>[復興のプロセス/復興まちづくり]</p> <p>①地域やコミュニティの再建がどのように行われたのかを伝えられるよう、復興まちづくり協議会資料や議事録等について収集する。なお、公開等に当たっては、市町村の意向も十分踏まえる。</p>	<p>[全般]</p> <p>①震災前については、有形・無形文化財も失われているので重要だ。（柴山副委員長）</p> <p>②津波で庁舎が流されている場合は過去の資料が無いので、留意すべき。（柴山副委員長）</p> <p>③・目的の明確化は重要ではあるが、集めてもすぐに活用できないということもある。神戸では、現場で活躍した消防士のヒアリング記録の公開は震災10年後だった。いますぐ公開はしないが、集めておくべきものがある。（澤田委員）</p> <p>・阪神淡路も20年経って、いまになってこそ学ぶべきことや、やっと役立つことが出てきている。時間軸を考えながら収集・活用していくことが重要だろう。（南委員長）</p> <p>[現物（遺物・遺構）]</p> <p>①遺物に関しては、市町村保有が一部ある。県の沿岸部の機関にはまだ遺物が放置されている可能性もある。いかに収集するか課題だ。（柴山副委員長）</p> <p>②遺物は動産。展示施設の中のコンテンツに組み込まれる。現場は重要。東日本大震災に比べれば圧倒的に被害の小さな新潟に、あれだけの人にいまも来ていただけるのは、水没した集落や、地滑り、崖崩れの現場が残っている意義が大きい。それを補完する資料が、施設のなかで展示されているというセットが有用だ。（澤田委員）</p> <p>[復興のプロセス/復興まちづくり]</p> <p>①・復興のプロセスでは、高台移転の合意形成が復興ではない。住まいの再建後の暮らしの再建のプロセスが重要だ。いまは無い情報をどう情報収集するのか。（澤田委員）</p> <p>・復興期はプロセスが重要。問題もあるなかで合意形成がどのように行われたか。どの部分で問題が発生したのかを整理することによって、次の震災が起こった際、なるべく早い合意形成を生むことができる。そういう教訓をまとめると復興プロセスも早くなる。（柴山副委員長）</p>

章	節	ガイドラインの方向性（案）	有識者会議の意見や他県等の先行事例等
		<p>[一次資料/避難所]</p> <p>①震災直後（発災後 72 時間以内※を目安）に関する資料については、写真や映像等を中心に可能な限り収集を行う。</p> <p>※人命救助において概ね発災から 72 時間が経過した段階で救出生存率が大きく減少するとされていることから、震災直後の初動対応の重要性が求められる時間とされていること。ただし、異説もあることから目安として設定するもの</p> <p>②災害時における被災者の生活改善に役立つ貴重な資料であることから、避難所における震災対応の資料についても、収集に努める。</p>	<p>[一次資料/避難所]</p> <p>①震災直後の大混乱期をどう乗り切ったのかは、二次資料にはまとまっているが、一次資料が無い。（当時は）通信手段が無いなかで自分の安否を伝えるために、<u>避難所で「私は生きている」という紙を貼りはじめていた。それが原点の記憶であり、一次資料</u>だろう。（小原委員）</p> <p>②<u>避難所が生活の場になったが、将来の防災に役立つ</u>。また、教育委員会や学校などによる避難所運営に差があった。なぜかを検証するためにも資料を集めてもいい。（小原委員）</p>
	6 整理・分類	(資料 2-1 参照)	
	7 保存	<p>① 本ガイドラインに基づき収集した震災津波関連資料については、活用を図るため、書籍、刊行物等の二次資料については岩手県立図書館、遺物については岩手県立博物館等関係機関との役割分担を整理のうえ、総務省ガイドライン等を参考に適切に保存管理を行う。</p> <p>② 本ガイドラインに基づく収集範囲以外の震災津波関連資料についても、法務学事課長通知に基づき、保存期間満了後に廃棄処分としないで、適切に保存管理する。なお、保存期間満了後の震災津波関連資料を歴史的文書として保存するため、早期に保管場所を確保する。</p> <p>③ 県は、市町村に対しても、<u>市町村が所有する震災津波関連資料については、県と同様に保存期間満了後に廃棄処分としないで、当面、適切に保存するように要請していくものとする。</u></p>	<p>①<u>収集資料の中に遺物（実物資料）が含まれているが、集めただけでは劣化が進み、いずれはなくなってしまう。</u>金属は錆びが進む。紙などの資料は一層腐敗する。実物資料については保管場所の確保に加え、<u>劣化進行を防止し、長期にわたり安定的に保管・活用できるようにするための措置</u>（安定化処理）<u>を施す必要がある。</u>（赤沼委員）</p> <p>（参考）本県の東日本大震災津波に関する文書の取扱（法務学事課通知参照） 東日本大震災津波に関する文書（決裁、供覧済み文書、各種検討資料、記録、図面、メモ等）については、今後、歴史的文書として保存するため、保存期間満了後に廃棄処分としないこと。</p>
	8 活用	<p>・活用にあたっての留意点、ポイント、解決（処理）方法などについて Q&A などを明示する</p>	<p>・活用の具体的な方法をこのガイドラインに示すのではなく、<u>活用の際にどこがネックになるかを示してほしい。</u>こういう使い方をしたいときには、こういう権利処理をするというのがわかるもの。使う際の条件を出して、それを一つひとつ潰していくようなガイドラインにすると、色々な人が様々な活用の仕方を考える際に、<u>どういう手順を踏むとよいのかがわかりやすくなる。</u><u>活用の含意を整理したほうが良い。</u>（澤田委員）</p>